

鉄道警察隊運営規程

昭和62年3月11日
本部訓令第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号。以下「鉄道規則」という。）の規定に基づき、兵庫県警察本部地域部鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(隊本部及び分駐隊)

第2条 鉄道警察隊に置く隊本部及び分駐隊は、兵庫県警察組織規程（昭和58年兵庫県警察本部訓令第2号）に定めるところによる。

(詰所)

第2条の2 分駐隊に詰所を置く。

2 分駐隊に置く詰所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

分駐隊	名称	位置
神戸分駐隊	三ノ宮駅詰所	神戸市中央区布引町4丁目1番1号 (西日本旅客鉄道株式会社三ノ宮駅内)
	新神戸駅詰所	神戸市中央区加納町1丁目3番1号 (西日本旅客鉄道株式会社新神戸駅内)
	尼崎駅詰所	尼崎市潮江1丁目1番1号 (西日本旅客鉄道株式会社尼崎駅内)
	西明石駅詰所	明石市小久保2丁目7番20号 (西日本旅客鉄道株式会社西明石駅内)
姫路分駐隊	加古川駅詰所	加古川市加古川町篠原町30番地の1 (西日本旅客鉄道株式会社加古川駅内)
	姫路駅詰所	姫路市南駅前町125番地 (西日本旅客鉄道株式会社姫路駅内)
	相生駅詰所	相生市本郷町1番10号 (西日本旅客鉄道株式会社相生駅内)
	豊岡駅詰所	豊岡市大手町48-2 (西日本旅客鉄道株式会社豊岡駅内)

(勤務制)

第3条 鉄道警察隊に勤務する職員（以下「隊員」という。）の勤務制は、兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号）に定めるところによる。

(勤務時間の割振り)

第4条 分駐隊の循環交替勤務の隊員(係長及び通信要員を除く。)の1当務における勤務時間の割振りは、おおむね次に掲げる基準に従って、隊長が定める。

区分 勤務日	勤 務 時 間				
	指 示 等	警 戒 警 備 ・ 警 ら	警 乗	在 所	立 番
当 番 日	1 時間	4 時間	5 時間	3 時間30分	2 時間
日 勤 日	1 時間	2 時間	2 時間	1 時間45分	1 時間

2 分駐隊の循環交替勤務の係長及び通信要員の1当務における勤務時間の割振りは、おおむね次に掲げる基準に従って、隊長が定める。

区分 勤務日	勤 務 時 間		
	指 示 等	所 外 活 動	在 所 指 揮
当 番 日	1 時間	5 時間	9 時間30分
日 勤 日	1 時間	2 時間	4 時間45分

3 隊本部の毎日勤務の隊員の勤務時間の割振りは、おおむね次に掲げる基準に従って、隊長が定める。

勤 務 時 間		
指 示 等	所 外 活 動	在 所 指 揮 又 は 所 内 活 動
1 時間	4 時間	2 時間45分

(活動の種別)

第5条 隊員は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 警戒警備 線路、運転保安設備等重要な鉄道施設について、巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備する活動をいう。
- (2) 警ら 徒歩又は鉄道警察用無線自動車により鉄道施設及び線路沿線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、危害の防止、市民に対する保護、助言及び指導、少年の補導等を行うとともに、鉄道施設等に係る状況の掌握に当たる活動をいう。
- (3) 警乗 列車内における公安の維持を図るため、列車に乗務して、犯罪の予防検挙、事故の防止、要保護者の発見及び保護等に当たる活動をいう。
- (4) 在所 隊本部、分駐隊及び詰所の施設内において、願ひ届けの受理等を行うとともに、書類の作成整理、装備資機材及び施設の点検整備等を行い、併せて外部に対する

警戒に当たる活動をいう。

(5) 立番 原則として隊本部、分駐隊及び詰所の施設外の適当な場所に位置して、立って警戒するとともに、願ひ届けの受理等に当たる活動をいう。

(6) 特別な活動 鉄道施設における緊急配備、現場臨場その他事件、事故等の事案処理、雑踏警備、現金及び物品の輸送警備、警衛警護、事件、事故等の捜査・調査その他隊長の命ずる事項を行う活動をいう。

2 前項各号に掲げる活動を行うに際しては、市民に対する応接を親切、丁寧に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行う等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(私服の着用)

第5条の2 隊長は、犯罪の予防又は事件、事故等の捜査若しくは処理のため必要があると認めるときは、隊員に常時又は一時私服を着用させることができる。

(活動計画等)

第6条 隊長は、鉄道警察隊の効果的な運用を図るため、担当路線における犯罪の発生状況、列車の運行状況等を勘案して、毎月末までに次に掲げる事項を内容とする翌月の月間活動計画を策定するものとする。

(1) 日ごとの実働人員及び勤務配置の予定

(2) 活動の重点及び内容

(3) 活動の基準となる勤務例

(4) 指揮監督及び指導教養の重点

(5) その他月間の活動に必要な事項

2 分駐隊の長は、前項の月間活動計画に基づき、当日実施すべき事項、勤務区分、活動内容等を内容とする当務活動計画を策定するものとする。

(担当路線外での活動)

第7条 隊長は、警察署長からの要請又は鉄道施設における事件、事故等の発生状況等から必要があると認めるときは、隊員に担当路線以外の路線において第5条各号に掲げる活動を行わせることができる。

(事件、事故等の処理区分)

第8条 鉄道施設における鉄道警察隊と警察署の事件、事故等の処理区分は、原則として当該事件、事故等を先に認知した所属が処理するものとする。

(事件、事故等の処理及び引継ぎ)

第9条 隊員は、事件、事故等を認知したときは、必要な初動的な措置を行った後、事件又は事故については発生場所又は検挙場所を、その他の警察対象事案については取扱場所を管轄する警察署長にそれぞれ引き継ぐものとする。

2 前項の処理及び引継要領は、別表に定めるところによるものとする。

(協力の要請)

第10条 警察署長は、鉄道施設における事件、事故等を認知した場合において、必要があると認めるときは、隊長に隊員の派遣その他の協力を要請することができる。

2 所属長(隊長を除く。)は、前条の規定により引継ぎを受けた事件、事故等の処理又は鉄道施設における捜査、警衛警護等のため必要があると認めるときは、隊長を経て地域部長に隊員の派遣その他の協力を要請することができる。

3 前2項の協力要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口

頭又は電話により行うことができる。

4 第1項又は第2項の規定により派遣された隊員の指揮は、派遣を要請した所属長が行うものとする。

(通報)

第11条 警察官は、鉄道警察隊の効果的な運用を図るため、鉄道施設において発生した被害及び鉄道事故並びに鉄道妨害事案を認知し、又は鉄道施設において発生した事件を検挙したときは、その都度その概要を隊長（運用係）に通報しなければならない。

(連絡、協調)

第12条 隊長は、鉄道警察隊の運用について、常に関係府県警察、関係所属及び鉄道事業者等と緊密な連絡、協調を図らなければならない。

(連絡主任者等)

第13条 鉄道規則第14条第2項に規定する関係府県警察との連絡主任者は、鉄道警察隊副隊長とする。

2 隊長は、前項の連絡主任者の職務を補助させるため、隊員の中から連絡担当者を指定するものとする。

(教養訓練)

第14条 隊長は、鉄道警察隊の事務に必要な専門知識及び技能を習熟させるため、教養訓練を行わなければならない。

(細則)

第15条 隊長は、この規程の施行に必要な細則を定め、警察本部長の承認を受けなければならない。変更するときも同様とする。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月26日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和63年4月17日から施行する。

附 則（平成元年11月24日本部訓令第23号）

この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成4年6月6日本部訓令第27号）

この訓令は、平成4年6月6日から施行する。

附 則（平成6年9月30日本部訓令第27号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成14年2月19日本部訓令第1号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日本部訓令第7号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月19日本部訓令第21号）

この訓令は、平成29年10月19日から施行する。

別表（第9条関係）

鉄道警察隊員の事件、事故等の処理及び引継要領

種 別		処 理 要 領	主 な 作 成 書 類	引 継 要 領
刑事事件 (少年事件又は少年事案及び交通関係法令違反事件を除く。)	強制捜査の場合	被疑者を逮捕したとき（現行犯人の引渡しを受けたときを含む。）は、主な作成書類欄に掲げる必要な書類を作成する。	逮捕手続書 差押調書 捜索差押調書 領置調書 押収品目録交付書 捜査報告書 参考人供述調書 （現行犯人を逮捕した私人又は証拠いん滅のおそれのある証拠金品の提出者について、短時間に作成できるものに限る。） 注 簡易書式例対象事件にあつては、簡易書式例を用いる。	1 逮捕場所を管轄する警察署の引受者（当該事件を担当する課（係）長、宿直責任者又は地域警察幹部（警察署の地域警察官と共同して処理したときの当該警察署の地域警察幹部に限る。）をいう。以下同じ。）に被疑者引渡書（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）様式第5号）により引き継ぐ。ただし、被疑者引渡書により難しいときは、引継状況を明らかにするため、逮捕手続書の副本に当該引受者の署名、押印を得ておく。 2 列車内において被疑者を逮捕したときは、列車の進行方向の最寄りの停車駅を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。
	任意捜査の場合	被疑者を検挙したとき（身柄を拘束したときを除く。）は、主な作成書類欄に掲げる必要な書類を作成する。ただし、不正乗車に係る事件にあつては送致に必要な書類を作成する。	捜査報告書 領置調書 押収品目録交付書 実況見分調書 参考人供述調書 被疑者供述調書 微罪処分手続書 注 簡易書式例対象事件にあつては、簡易書式例を用いる。	発生場所又は検挙場所を管轄する警察署の引受者に被疑者引渡書により引き継ぐ。ただし、被疑者引渡書により難しいときは、引継状況を明らかにするため、捜査報告書等の副本に当該引受者の署名、押印を得ておく。
	犯罪少年	刑事事件の処理要領に同じ。	刑事事件の主な作成書類に準ずる。 注 簡易送致対象事件にあつては、少年事件の簡易送致要領の制定について（昭和47年兵警少例規第33号）5の(3)に定める書式を用いる。	刑事事件の引継要領に同じ。

少年事件 又は少年 事案	触法少年 ぐ犯少年	触法少年、ぐ犯少年を発見したときは、必要な調査を行い、主な作成書類欄に掲げる必要な書類を作成する。	触法（ぐ犯）少年調査 報告書 申述書	<ol style="list-style-type: none"> 1 補導場所を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。 2 引継状況を明らかにするため、触法（ぐ犯）少年調査報告書の副本に当該引受者の署名、押印を得ておく。
	不良行為 少年	不良行為少年を発見したときは、指導、助言等を行うとともに、主な作成書類欄に掲げる書類を作成する。	少年補導票	分駐隊を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。
	要保護少年	要保護少年を発見したときは、必要な調査を行い、主な作成書類欄に掲げる書類を作成する。	保護カード	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護場所を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。 2 引継状況を明らかにするため、保護カードの副本に当該引受者の署名、押印を得ておく。
保護の取扱い		精神錯乱者、泥酔者、酩酊者、迷い子、病人、負傷者等を保護したときは、主な作成書類欄に掲げる書類を作成する。	保護カード	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護場所を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。 2 引継状況を明らかにするため、保護カードの副本に当該引受者の署名、押印を得ておく。 3 被保護者について、保護場所を管轄する警察署に引き継ぐことなく保護を解除し、又は家族、関係機関等に引き渡し、又は引き継いだときは、作成した保護カードを保護場所を管轄する警察署長に送付書により引き継ぐ。
交通事故	人身事故	人身事故を認知したときは、発生場所を管轄する警察署に通報するとともに、負傷者の救護、現場保存、交通整理等の応急措置を行う。		発生場所を管轄する警察署の警察官にその現場において引き継ぐ。
		物件事故（単純な物件事故（当事者間に紛争のおそれがなく、かつ、人身事故に発展する可能性のない物件事故をいう。以下同じ。）を除く。）		人身事故の引継要領に同じ。

	物件事故	を認知したときは、発生場所を管轄する警察署に通報するとともに、交通整理等の応急措置を行う。		
		単純な物件事故を認知したときは、必要な措置を講じ、主な作成書類欄に掲げる必要な書類を作成する。	物件事故報告書 交通切符 反則切符 点数切符	<ol style="list-style-type: none"> 1 発生場所を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。 2 引継状況を明らかにするため、物件事故報告書の副本に当該引受者の署名、押印を得ておく。
交通関係 法令違反 事件	強制捜査 の場合	被疑者を逮捕したときは、主な作成書類欄に掲げる必要な書類を作成する。	逮捕手続書 差押調書 捜索差押調書 領置調書 押収品目録交付書 捜査報告書 参考人供述調書 (証拠いん滅のおそれのある証拠金品の提出者について、短時間に作成できるものに限る。) 反則切符	刑事事件の強制捜査の場合に同じ。
	任意捜査 の場合	被疑者を検挙したとき(身柄を拘束したときを除く)は、主な作成書類欄に掲げる必要な書類を作成する。	捜査報告書 交通切符 反則切符 点数切符	<ol style="list-style-type: none"> 1 検挙場所を管轄する警察署の引受者に送付書により引き継ぐ。 2 引継状況を明らかにするため、送付書の副本に当該引受者の署名、押印を得ておく。 3 無免許運転、酒気帯び運転、過労運転等を検挙した場合で、当該車両を管理者等に引き渡す必要があるときは、当該車両の引渡しを検挙場所を管轄する警察署の引受者に依頼することができる。 4 前記3の依頼を受けた引受者は、当該車両を管理者等に引き渡し、当該引取者から車両引取書(交通切符制度、交通反則通告制度及び基礎点数付与制度実施規程(昭和45年兵庫県警察本部訓令第40号)別記様式第29号)を徴して依頼した隊員に交付する。

犯 罪 情 報	犯罪の端緒を得たときは、主な作成書類欄に掲げる書類を作成する。	捜査報告書	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪の端緒を得た場所を管轄する警察署の引受者に引き継ぐ。 2 引継状況を明らかにするため、捜査報告書の副本に当該引受者の署名、押印を得ておく。
鉄 道 妨 害 事 件 に 対 する 取 扱 い	鉄道妨害事件を認知したときは、発生場所を管轄する警察署に通報するとともに、直ちに現場に赴き、現場保存等の必要な措置を採り、主な作成書類欄に掲げる必要な書類を作成する。	領置調書 押収品目録交付書 参考人供述調書 (通報者又は目撃者に限る。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 発生場所を管轄する警察署の捜査幹部にその現場において引き継ぐ。 2 引継状況を明らかにするため、関係書類の副本に当該捜査幹部の署名、押印を得ておく。
変 死 体 等 に 対 する 取 扱 い	変死体等を認知したときは、発見場所を管轄する警察署に通報するとともに、直ちに現場に赴き、次の措置を採り、主な作成書類欄に掲げる必要な書類を作成する。 (1) 死体に覆いを掛けるなど人目に触れないようにする。 (2) 所持金品等の盗難等の防止を図る。 (3) その他必要な現場保存を行う。	死体発見てん末書 参考人供述調書 (通報者又は目撃者に限る。)	鉄道妨害事件に対する取扱いの引継要領に同じ。
被 害 の 受 理	被害の届出を受けたときは、発生場所を管轄する警察署に通報するとともに、主な作成書類欄に掲げる必要な書類を作成する。	被害届 (必要により供述調書) 実況見分調書 参考人供述調書 領置調書 押収品目録交付書	<ol style="list-style-type: none"> 1 発生場所を管轄する警察署の捜査幹部にその現場において引き継ぐ。 2 引継状況を明らかにするため、被害届の副本に当該捜査幹部の署名、押印を得ておく。